

2019 年度拠点アライアンス海外研究者招聘支援要綱

1. 支援の目的

拠点・アライアンス活動に係る海外共同研究を活発化するため、海外共同研究者もしくは当該研究者が指導する学生を国内へ招聘する費用の一部を支援する。

2. 支援の条件

- ・海外の研究機関に所属の研究者もしくはその指導学生が、申請者の研究室に概ね1週間以上滞在する場合に限る。但し、1週間に満たない場合においても、具体的な成果が見込める場合においてはその限りでない。
- ・単なる交流や意見交換ではなく、実質的な共同研究の実施や準備を行うものであること。
- ・海外有力研究者とのネットワーク形成、拠点・アライアンスの活動に係る新たな知見の獲得、特に共著論文の執筆など、当該研究者を招聘することで具体的な効果が見込めること。
- ・招聘可能な期間は、2019年4月1日～2020年3月31日とする。
- ・渡航費・滞在費の一部支援を目的としているため、不足する分は相手方もしくは申請者が別途準備すること。
- ・申請者は5研究所アライアンス参画者（教員）および研究室の教員とする。

3. 支援内容

- ・原則として、1件につき10万円までを支援する。（最大150万円まで）
- ・同一の研究室への支援は20万円を上限とする。但し、申請締切時点において、予算に余剰があり、他に希望が無い場合には、共同研究拠点専門委員会及びコア連携センター会議の承認を経て認める場合がある。
- ・支援費用は、共同研究拠点専門委員会及びコア連携センター会議で採択決定後、共同研究拠点インセンティブ経費より配分されるが、配分手続きが間に合わない場合は、あらかじめ申請者自身の研究費から支出（立て替え）するものとする。
- ・本経費は渡航者への支給の他に、滞在中の実験および研究活動にかかる費用にも充てることができる。
- ・具体的な執行方法については、各大学により取扱いが異なることから、事前に各研究所の経理事務担当者に確認すること。

4. 申請方法

- ・申請書を共同研究拠点本部へ電子メールで提出すること。
(各研究所において、外国人研究者が滞在する場合に必要手続きがあれば、
招聘者が来日するより前に、対応しておくこと。)

【申請締切】

2020年1月31日（金）

※申請は随時受付（申請額合計が予算額(150万円)に達した時点で受付終了）

【採否について】

- ・採否は共同研究拠点専門委員会及びコア連携センター会議にて審議の上決定し、申請受理後2週間以内に採否の結果を申請者に通知する。

【申請先】

共同研究拠点本部

メールアドレス：five-star@grp.tohoku.ac.jp

電話（共同研究拠点本部）：022-217-5203

5. 報告書

- ・活動終了の一か月後を目途に、申請者が共同研究拠点本部へ報告書（形式任意、A4で1枚程度）を提出すること。
- ・本支援に関連した成果を論文発表する際には、拠点・アライアンスに対する謝辞を必ず記入すること。また、IFが3以上のジャーナルに論文が掲載された際には顕著業績（リサーチハイライト）として共同研究拠点本部及びアライアンス事業本部に報告をすること。